

伐木等業務特別教育(新カリキュラムに対応した補講) の実施について

今回は、法改正前の伐木等業務特別教育(安全衛生規則 36 条第 8 号:16 時間講習)
の修了者を対象に、新カリキュラムに対応した補講(2.5 時間)を実施いたします。

改正前の修了証をお持ちの方でまだ補講を受講していない方につきましては、伐木
作業に従事するために必要となりますので受講をご検討ください。

改 正 前	大径木伐木等 16 時間 安衛則第 36 条第 8 号	統合 →	改 正 後	令和 2 年 8 月 1 日より 伐木(チェーンソー)等業務特別教育 18 時間 (学科 9 時間 実技 9 時間)
	大径木伐木(チェーンソー除く)			追加科目
	小径木伐木等 13 時間 安衛則第 36 条第 8 号の 2			・ 造材の方法 ・ 下肢の切創防止用保護衣等の着用

	令和 2 年 7 月 31 日まで	令和 2 年 8 月 1 日から
改正前の教育のみ(16 時間)	有効	無効
◎ 改正前の教育+補講	有効	有効
改正後の教育(18 時間)	無効	有効

◎ 今回の講習会(補講)で実施する科目及び時間数

科 目		範 囲	時 間
学科	伐木等作業に関する知識	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣の着用	1 時間
	関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令 及び新安全衛生規則中の関係条項	1 時間
実技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣の着用	30 分

1. 講習日時

令和2年10月30日(金) 1回目 9:30~12:00 2回目 13:30~16:00

2. 会 場

釜石高等職業訓練校 〒026-0001 釜石市大字平田第3地割75番地1

3. 受講対象者

法改正前の伐木等業務特別教育(安全衛生規則第36条8号：16時間講習)を修了した方で補講を受講していない方。

※ 上記対象者は補講を受講した時点で伐木作業に就くことが可能となります。

(1) これまでに釜石職業訓練協会で実施した伐木業務特別教育の修了者

⇒既に修了している16時間の講習と補講の内容を記載し、1枚にまとめて修了証を交付します。

(2) 他の機関、団体等の講習修了者

⇒補講科目(2.5時間分)の受講を証明する修了証を交付します。

※修了証を1枚にまとめることは出来ませんのでご了承ください。

4. 定 員

各回20名 定員になり次第締め切りと致します。

5. 受講料(税込)

会 員 4,500円 (受講料3,400円(税込)+テキスト代1,100円(税込))

非会員 5,500円 (受講料4,400円(税込)+テキスト代1,100円(税込))

※ 申込み時または講習当日に納付願います。

6. 申込方法

お電話にて申込状況を確認後、所定の申込用紙に必要事項を記入し、釜石職業訓練協会までFAX(0193-26-6955)またはご持参ください。

申込書には既存の特別教育修了証の写しを必ず添付して下さい。本人確認及び修了確認に使用しますので修了証の内容がわかるようご準備ください。

7. ご持参品

- ・筆記用具
- ・印鑑(修了証交付のため)

8. 申し込み・問い合わせ先

職業訓練法人 釜石職業訓練協会 TEL 0193-26-7000 FAX 0193-26-6955

URL <http://www.kamaishi-vts.ac.jp/>